

## 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成31年1月8日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングスより届出された「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成31年3月20日
- (2) 秋田県知事意見 \* 令和元年6月17日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第6回)  
\* 令和元年6月6日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・生態系の典型種は、地上徘徊性のタヌキに捉われず、風力発電機という空間的な要素も考慮して検討すること。	・検討いたします。
・工事用資材等の搬出入に係る騒音は、環境影響評価項目の選定について再検討すること。また、調査地点は、沿道の住居等を踏まえて設定すること。	・先行案件の実績も参考に再検討し、無視できない影響が想定される場合には環境影響評価項目として選定し、予測・評価を実施します。なお、環境影響評価項目として選定しない場合でも、地元への説明責任の観点から沿道騒音、交通量の把握について検討いたします。
・リプレースという事業特性を鑑み、評価は指針値との比較のほか、現況値との比較という考え方もあるのではないか。	・検討いたします。
・浜館公園における景観調査地点について鳥海山が触れられていないため、調査及び予測においては鳥海山の眺望についても配慮すること。	・浜館公園等の鳥海山が眺望できる地点については、調査及び予測に配慮いたします。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、秋田県知事の意見を勧告するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。